

赤情審第 14 号  
平成 20 年 1 月 16 日

赤磐市長 荒 嶋 龍 一 様

赤磐市情報公開不服審査会  
会長 岡 田 雅 夫

赤磐市情報公開条例(平成 17 年赤磐市条例第 8 号)第 17 条の規定に  
基づく諮問について(答申)

平成 19 年 12 月 20 日赤社第 770 号による次の諮問について、別紙のと  
おり答申します。

「身体障害者有料道路割引証交付台帳、特定個人の有料道路障害者割引  
申請書兼 ETC 利用申請書」に係る部分開示決定(特定個人の有料道路障  
害者割引申請書兼 ETC 利用申請書については不開示)に対する不服申立  
てについての諮問

答 申 第 4 号  
平成 20 年 1 月 16 日  
( 諮問第 4 号 )

## 答 申

### 1. 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

### 2. 異議申立人の内容

#### ( 1 ) 異議申立ての経緯

本件異議申立人 (以下「異議申立人」という。 )は、平成 19 年 10 月 2 日付けで「特定個人の過去 7 年分の高速道路の通行料に係る割引交付記録」について開示請求を行った。

実施機関は、高速道路の通行料に係る割引交付記録の文書として、有料道路障害者割引申請書兼 ETC 利用申請書 (以下「割引申請書」という。 )と身体障害者有料道路割引証交付台帳 (以下「交付台帳」という。 )を特定した。

高速道路の通行料に係る割引交付記録は平成 15 年 12 月 1 日を境に取扱方法が変わり、11 月 30 日までは一枚に複数の申請者が記された交付台帳で管理、12 月 1 日からは申請者一人につき申請書一枚の個人ごとの割引申請書で管理している。

平成 19 年 10 月 12 日請求者へ電話にて、交付台帳については複数の申請者が一枚の用紙に記載されているため個人の交付台帳は存在しないこと、また請求期間分を抽出することが不可能であることの説明を行った。

結果、交付台帳については台帳そのもの (現存する全て) に請求内容が変更された。

実施機関は、異議申立人が請求した特定個人 (以下「特定個人」という。 )の割引申請書については、存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報 (個人情報) を開示するおそれがあることから、赤磐市情報公開条例 (平成 17 年赤磐市条例第 8 号。以下「条例」という。 )第 10 条に基づき不開示決定を行った。交付台帳については、条例第 7 条第 2 号に該当する個人を識別できる情報を除く部分開示決定を行った。

その後、本件処分を不服として、平成 19 年 12 月 17 日付けで異議申立てがなされたものである。

## ( 2 ) 異議申立ての趣旨

ア 交付台帳に係る部分開示決定は、条例第 8 条のただし書、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないときに該当する。特定個人以外の個人情報を抹消して開示するのが当然である。

イ 行政機関の保有する個人情報を不開示として、当該個人の権利利益を保護するのは、開示請求者が保有しない個人情報についてその保護が意味を持つのである。開示請求公文書に記載されているのと同様以上の個人情報を開示請求者が保有している場合は、個人情報が含まれていることを理由に不開示とする合理的な理由がない。

ウ また、今回の請求は条例第 9 条に該当するものである。特定個人は障害を持っていないにも関わらず、身体障害者手帳を返還せず、身体障害者の保護と自立支援に係る法令・制度から給付を受けている。

これを正すことは、公金の無益な流出を防ぐ公益に繋がる。

## ( 3 ) 異議申立ての理由

本件請求文書を告発の証拠書類として告発状に添付したい。

## 3 . 実施機関の主張の要旨

交付台帳については、記載されている氏名、住所、手帳番号、種別、車両番号が、特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する部分を除いて開示した。

特定個人の割引申請書については、個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報に該当し、当該公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報（個人情報）を開示することとなるため条例第 10 条に基づき不開示とした。

#### 4. 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 結 果
平成 19 年 12 月 20 日	実施機関から諮問書を受理
平成 19 年 12 月 26 日	審議
平成 20 年 1 月 16 日	答申

#### 5. 審査会の判断

審査会は、本件対象文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第 8 条ただし書の該当性について

条例第 8 条ただし書「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」は、不開示情報が記録されている部分を除くことにより、開示請求者が知りたいと思われる情報が残らない場合をいう。

この判断は、実施機関がするものであり、交付台帳については台帳そのものの請求であることから、交付日等が分かる文書は全く有意でないとは認められない。

##### (2) 異議申立人の「開示請求者が開示請求公文書に記載されている情報と同等以上の情報を保有している場合は個人の情報の保護が意味を持たない」という主張について

条例に基づく情報公開制度は、広く何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たって開示請求者が誰であるかによって結論を異にすべきものではなく、何人でも等しく同様に扱うことになる。

実施機関は、開示請求者が請求にかかる情報の全部又は一部を知っているか、若しくは知り得る立場にいるか等の事情に左右されず、当該情報が個人識別情報に当たるかどうかを判断すべきである。

したがって、異議申立人の主張は到底採用できない。

( 3 ) 条例第 9 条の該当性について

条例第 9 条は「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。本条の公益上特に必要があると認めるときとは、開示請求があった公文書に条例第 7 条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合であっても、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の理由があると実施機関が判断する場合をいう。

異議申立人は、本件処分につき公益上の理由による裁量的開示が妥当である旨主張するが、割引申請書に係る存否情報と交付台帳に係る個人情報と条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められ、本件存否情報と本件個人情報を公にすることに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

( 4 ) 本件部分開示決定の妥当性について

以上のことから、交付台帳につき、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する部分を除く部分開示とした決定、特定個人の割引申請書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は妥当であると判断した。

赤磐市情報公開不服審査会

会長	岡田	雅夫
副会長	木津	恒良
委員	丸尾	壽